

● ● 市 第 ● 回 公 募 公 債  
発 行 要 項

1. 発行者の名称 ●●市
  2. 発行総額 金●●億円
  3. 各公債の金額 1万円  
本公債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。
  4. 利率 年●. ●●パーセント
  5. 発行価額 額面100円につき金100円
  6. 償還金額 額面100円につき金100円
  7. 償還の方法及び期限
    - (1) 本公債の元金は、平成●年●月●日にその全額を償還する。
    - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
    - (3) 買入消却は、いつでもこれをすることができる。
  8. 利息支払の方法及び期限
    - (1) 利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年●月●日及び●月●日の2回におのおのその日までの前半箇年分を支払う。
    - (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
    - (3) 償還期日後は、利息をつけない。
  9. 申込期日 平成●年●月●日
  10. 募入方法 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。
  11. 払込期日 平成●年●月●日
  12. 募集の受託会社 株式会社●●銀行
  13. 引受並びに募集取扱会社  
株式会社●●銀行（代表）  
●●証券株式会社  
・  
・
  14. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
- 以 上

平成●年●月●日

●●市 御中

この申込証の記載事項を承認の上、応募いたしたく、次の通り申し込みます。

●●市第●回公募公債

発行の目的 平成●年度●●●●●●●●●●資金

額面 \_\_\_\_\_円

本公債の振替を行うための口座が開設された  
口座管理機関または振替機関

住 所

氏 名

記

1. 発行者の名称 ●●市
2. 発行総額 金●●億円
3. 各公債の金額 1万円  
本公債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。
4. 利 率 年●. ●●パーセント
5. 発行価額 額面100円につき金100円
6. 償還金額 額面100円につき金100円
7. 償還の方法及び期限  
(1) 本公債の元金は、平成●年●月●日にその全額を償還する。  
(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。  
(3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。
8. 利息支払の方法及び期限  
(1) 利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ毎年●月●日及び●月●日の2回におおのその日までの前半箇年分を支払う。  
(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。  
(3) 償還期日後は、利息をつけない。
9. 申 込 期 日 平成●年●月●日
10. 募 入 方 法 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。
11. 払 込 期 日 平成●年●月●日
12. 募集の受託会社  
株式会社●●銀行
13. 引受並びに募集取扱会社  
株式会社●●銀行（代表）  
●●証券株式会社  
・  
・
14. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構

平成●年●月●日

●●市長 ●●●●



●●市第●回公募公債引受並びに募集取扱契約証書

●●市（以下「甲」という。）は、株式会社●●銀行を募集の受託会社として作成した平成●年●月●日付●●市第●回公募公債募集委託契約証書に基づいて、●●市第●回公募公債総額金●●億円（以下「本公債」という。）を発行し、裏面記載の発行要項（以下「発行要項」という。）第13号の引受並びに募集取扱会社（以下「乙」という。）が共同してその募集を取扱い、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引き受けるにつき、甲と乙の代表者である株式会社●●銀行との間に次の契約を締結する。

第1条 甲は、●●市第●回公募公債募集委託契約証書の条項に従い、発行要項の各号により本公債を発行し、乙は共同してその全額につき募集を取扱い、応募額がその額に達しない場合は、その残額を引き受ける。

第2条 甲は、前条による引受料として額面100円につき金●銭を本公債の発行日に乙に支払う。当該手数料に賦課される消費税額及び地方消費税額は、甲が負担するものとする。

第3条 本公債の募集の取扱に要する費用は、乙の負担とする

第4条 本契約に関する事務の取扱に関しては、株式会社●●銀行を乙の代表者とする。

第5条 本契約に定められた事項につき、変更の必要が生じたときは、そのつど甲及び乙は相互にこれに関し協定をする。但し、その変更については、あらかじめ募集の受託会社の承諾を受けるものとする。

[第6条 本公債についての取扱は、前各条のほか、法令に別段の定めがあるものを除いては、●●市公債条例による。]

以上の契約の証として本契約証書原本2通を作成し、甲及び乙の代表者である株式会社●●銀行の各代表者がそれぞれこれに記名押印し、各自その1通を保有する。

平成●年●月●日

●●市  
●●市長 ●●●●

●●県●市●●●●  
株式会社●●銀行  
取締役頭取 ●●●●

●●市第●回公募公債引受団契約証書

株式会社●●銀行、●●証券株式会社、・・・、及び・・・（以下「引受団」と総称する。）は、●●市第●回公募公債総額金●●億円（以下「本公債」という。）の引受並びに募集の取扱に関し、相互の間に次の事項を約定する。

第1条 本公債の引受並びに募集の取扱に関しては、株式会社●●銀行を引受団の代表者とし、当該代表者は、●●市との間にこれに関する契約（本証書の末尾にその写を添付する。）を締結する。

第2条 引受団各員は、本公債の全額につき共同して募集を取扱い、各員への応募額がその引受分担額に達しない場合には、その残額を引き受けることとし、各員の引受分担額は、次の通りこれを定める。

株式会社●●銀行 ●●億円  
●●証券株式会社 ●●億円  
・・・・・・  
・・・・・・

第3条 引受団各員のうち前条による引受が不能となったものがあるときには、その他の引受団各員は前条に定める引受分担額の割合に応じてあん分してこれを引き受けるものとする。

第4条 引受団代表者の手数料は、募集全額に対し額面100円につき金●銭（うち消費税及び地方消費税額●銭）の割合とする。

第5条 本公債の引受料のうちから、前条に定める手数料のほか募集取扱いに要した費用を控除した残額は、引受団全員において第2条に定める引受額の割合でこれを分配する。なお、募集取扱いに要した費用は、引受団全員において第2条に定める引受額の割合でこれを負担する。

第6条 応募超過の場合の募入方法、その他本公債の募集に関し必要な事項は、引受団代表者がこれを処理し、その要項を引受団各員に通知する。

第7条 本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど引受団各員相互の間でこれに関する協定をする。

以上の契約の証として本契約証書原本1通を作成し、引受団各員の各代表者がそれぞれに記名押印した上、株式会社●●銀行がこれを保有し、その他の各員は、その写を保有する。

平成●年●月●日

株 式 会 社 ● ● 銀 行

● ● 証 券 株 式 会 社

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

